

交通政策審議会 航空分科会 技術・安全部会
航空機検査制度等検討小委員会(第2回) 議事概要

日 時： 平成30年4月10日(火)10:00～12:00

場 所： 合同庁舎3号館11階特別会議室

議事概要：

<議事 第1回関係者ヒアリング>

航空機検査制度の見直し検討にあたって、業界関係者から現行制度の課題等について意見を聴くため、定期航空協会、全日本航空事業連合会、本邦LCC、日本ビジネス航空協会及び AOPA-Japan に対してヒアリングを行ったところ、主な意見は以下のとおり。

- 年に1回実施する耐空証明検査(地上試験、飛行試験を含む)で耐空性が維持されるものではなく、製造者の定める「耐空性を継続するための指示書」等にしがって適切に整備を実施することで耐空性を維持することができる。このため、使用者が適切に従うことをどのように確保するかが重要ではないか。
- 安全に対するコストは航空機の利用者が負担すべきであり、安全に対するコストを国に委ね、利用者が負担しない現行制度は改めるべき。
- 制度の見直しは、安全性の確保が大前提であり、それぞれ様々な運用形態がある中で、個人所有機と事業機とは分けて議論する等、きめ細かな制度の検討が必要ではないか。
- 事業者の中でも、規模の大きさが違いがあり、また、個人所有機の中でも所有者の質に幅がある中で、議論をし、まとめていくためには、見直しの方向性を明確にするべき。
- 国による検査を無くすのであれば、個人の航空機所有者が適切に耐空性を維持できるように、適正なルールの構築が必要。
- 国の代わりに検査を実施できる民間の事業場が少ないことが問題。民間の事業場を増やす方策を検討すべき。
- 更新耐空証明検査において、業界関係者からは、飛行試験の実施が問題視されており、必要性を検討すべき。

○「型式証明保有者等に対する耐空性維持活動の明確化」、「修理設計データ承認制度の導入」、「航空機のCO2排出量基準の本邦導入」の論点に関しては、反対の意見は無かったので、事務局には「更新耐空証明検査の見直し」及び「装備品の整備・交換に係る制度の見直し」に関して、運航形態毎にきめ細かく分けして、論点を整理してもらいたい。

以上